

平成16年9月17日
長野県協同電算

利用制限に対する弊社の考え

本寄書で以下の課題管理表の項目に対する弊社の考えを述べる。

C.2		伝送システムのクラス分け
C.2.2	オープン	利用制限を変更するか？
C.2.2.1	-	総量規制の考えを導入するか？
C.2.2.3	-	規制の限界線路長を3.5kmまでとするか？

1) 収容制限について（C.2.2に対する考え）

従来の収容制限は、同一カッド内収容制限にとどまるものであると認識する。しかし上り帯域の広域化や下り帯域の高出力化等による影響を考慮し、同一カッド内収容制限の他に、同一サブユニット内収容制限等を新たに設ける必要があると考える。

2) 線路長制限について（C.2.2に対する考え）

従来の線路長制限は、中長距離区間収容制限にとどまるものであると認識する。しかし上り帯域の広域化や下り帯域の高出力化等による影響を考慮し、短距離区間収容を規制し、中長距離区間収容を緩和する制限等を新たに設ける必要があると考える。

3) 総量規制について（C.2.2 / C.2.2.1に対する考え）

従来の規制は、収容制限と線路長制限（利用制限）にとどまるものであると認識する。第三版においても、利用制限の内容を変更すれば、総量規制等を新たに設ける必要がないとの合意が成立したと認識する。

しかし弊社は、クラスR回線についての寄書を別途提出する。このクラスR回線に対して、総量規制を施す必要が生じるかもしれない。とはいえ、C.2.2.1の合意を覆すものではないと考える。

4) 規制の限界線路長について (C.2.2.3に対する考え)

従来の限界線路長規制は5.0kmまでであると認識する。第三版においても5.0kmにするとの合意が成立したと認識する。

しかし160kHz付近の線路損失が40dB以上ある場合、クラスA伝送機器等では安定した接続が困難な場面があり得る。そのような場面を想定し、クラスR回線についての寄書を別途提出する。

ちなみにNTT東日本殿の寄書(SMS - 15 - NTTE - 09)によれば、160kHz付近の線路損失が40dB以上になる地点は、3.75km付近であると考え。したがって弊社が別途提出する寄書が、5.0kmとする合意を覆し、3.75kmとするものであるとの誤解をまねくかもしれない。

しかしクラスR回線の収容条件は線路長を基準としない。したがってC.2.2.3の合意を覆すものではないと考える。

以上。